

国家公務員災害補償
遺族補償請求書
遺族特別給付金支給申請書
(年金・一時金)

| | | | |
|---|--|--|--|
| | | ※ 年金証書の番号 第 号 | |
| (実施機関の長の官職氏名) | | 請求(申請)年月日 令和 年 月 日 | |
| 下記の遺族補償(年金・一時金)を (請求申請) します。 遺族特別給付金(年金・一時金)の支給 | | 請求(申請)者・代表者の住所 | |
| | | 氏名 | |
| 1 死亡職員に関する事項 | | 死亡職員との続柄又は関係 | |
| (所属部局) | | (氏名) | |
| (官職) <input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 | | 年 月 日生 | |
| (厚生年金等の適用) <input type="checkbox"/> の被保険者であった。 <input type="checkbox"/> 被保険者でなかった。 | | (死亡年月日) | |
| 2 (請求(申請)の事由) <input type="checkbox"/> 職員の死亡 <input type="checkbox"/> 先順位者の失権 <input type="checkbox"/> 胎児であった子の出生 <input type="checkbox"/> 先順位者の所在不明 | | 令和 年 月 日 | |
| 3 受給権者に関する事項 | | 被保険者証書等の記号番号 | |
| (国民年金法の適用) <input type="checkbox"/> 被保険者である。 <input type="checkbox"/> 被保険者でない。 | | 所轄年金事務所等 | |
| 4 請求(申請)者及び遺族補償年金を受けられる遺族 | | 被保険者証書等の記号番号 | |
| 氏名 | | 所轄年金事務所等 | |
| 生年月日 | | 死亡職員との続柄又は関係 | |
| 住 所 | | 備 考 | |
| 5 遺族補償年金請求年額の計算 | | | |
| 通常の場合 | | $\text{円} \times \text{(日数)} \times \frac{1}{\text{(請求者の数)}} = \text{円}$ | |
| 昭和41年改正法附則第8条の規定により支給額が調整される場合 | | | |
| 6 遺族補償年金請求年額 | | 請求者が1人の場合又は代表者を選任しない場合 | |
| | | 代表者を選任した場合 | |
| | | $\text{(5の請求年額)} \times \frac{\text{(請求者の数)}}{\text{円}} = \text{円}$ | |
| 7 遺族補償一時金請求額の計算 | | (平均給与額) (日数) $\times \frac{1}{\text{(請求者の数)}} =$ 円 | |
| 8 遺族補償一時金請求額 | | 円 | |
| 9 遺族特別給付金支給申請額の計算 | | $\text{(平均給与額)} \times \text{(日数)} \times \frac{\text{(特別給支給率)}}{\text{(申請者の数)}} = \text{円}$ | |
| | | 規則16-3第19条の10第1項ただし書又は第2項ただし書による額 | |
| 10 遺族特別給付金支給申請額 | | 申請者が1人の場合又は代表者を選任しない場合 | |
| | | 代表者を選任した場合 | |
| | | $\text{(9の申請年額)} \times \text{(申請者の数)} = \text{円}$ | |
| 11 添付する書類その他の資料名 | | | |
| ※受理 | | ※決定 | |
| 令和 年 月 日 | | 令和 年 月 日 | |
| ※支払 | | ※決定 | |
| 令和 年 月 日 | | 金額 | |
| | | 遺族補償 円 | |
| | | 遺族特別給付金 円 | |

注1 この請求(申請)書は、補償法第17条の4第1項第2号に該当する場合に支給される遺族補償一時金(失権差額一時金)以外の遺族補償一時金の請求及び遺族特別給付金の支給の申請をするときに使用すること。

2 請求(申請)者は、※印の欄には記入しないこと。該当する□にレ印を記入すること。

3 遺族補償年金を受けようとする場合は、「4 請求(申請)者及び遺族年金を受けられることができる遺族」の欄の備考に、その者が請求者であるときは(請)、その者が代表者であるときは(代)、その者が人事院規則16-0(職員の災害補償)第29条に規定する障害の状態にあるときは(障)、また、その者が請求者と生計を同じくしているときは(生)と明記すること。

4 この請求(申請)書には、平均給与額算定書及び特別給支給率の算定の基礎を明らかにすることができる書類その他の必要な書類を添付すること。